

鹿児島県の最低賃金

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も労働者も

地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県 最低賃金	715円	平成28年 10月1日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	745円	平成29年 1月8日	次に掲げる者を除く。（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、錆ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車（新車）小売業	780円	平成28年 12月21日	次に掲げる者を除く。（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	715円	左記の最低賃金は、平成28年度は改正がありませんでした。 このため、平成28年10月1日から鹿児島県最低賃金715円以上の支払いが必要となります。	

●最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。
地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など） ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 ④ 精進手当、通勤手当、家族手当

＜最低賃金に関するお問い合わせ先＞

鹿児島労働局賃金室 ☎ 099-223-8278
鹿児島労働基準監督署 ☎ 099-214-9175
鹿屋労働基準監督署 ☎ 0994-43-3385

川内労働基準監督署 ☎ 0996-22-3225
加治木労働基準監督署 ☎ 0995-63-2035
名瀬労働基準監督署 ☎ 0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

最低賃金テレフォンサービス ☎ 099-223-8881

その他のお知らせ

○ 雇用保険手続の届出にマイナンバーの記載をお願いします。

- ◆マイナンバー制度（雇用保険関係）の具体的な内容は、厚生労働省ホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

マイナンバー制度(雇用保険関係) 検索

○ 雇用保険手続は電子申請（e-Gov）が便利です。

365日いつでも申請可能な「電子申請」(e-Gov電子申請システム)をぜひご利用ください。

- ◆電子申請なら、窓口での提出のように待ち時間がかかりません。また、書留での届出のような費用もかからないため、時間とコストをかせずに申請できます。
- ◆平成28年1月からは、電子署名機能が付いた個人番号カードを「電子証明書」として利用できるようになり、さらに利便性が向上しました。

(参考マニュアル)

- ・オンライン申請ガイドブック
- ・e-Gov電子申請利用マニュアル
- ・e-Gov電子申請講習会資料

- ◆「一括申請」の機能を活用し、本社が支社の手続きをまとめて申請することができます。

※一括申請の機能に対応したソフトウェアを導入している必要があります。詳細はe-Govをご確認ください。
ya/0000087941.html

一括申請のイメージ（雇用保険被保険者資格取得届の例）



リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へリサイクルできます。